

# 「債権法改正」の文脈——新旧両規定の架橋のために

森田 修

もりた・おさむ  
東京大学教授

ずいぶん骨を折って現行民法典を学んできたのに、「債権法改正」でそれが無駄になるのか、半端な知識は「負の遺産」になるのか、という危惧を持つ人も少なくないと聞きます。

しかし、如何なる立法も白地には為されません。旧法の正確な認識なしには新法の意味は理解できず、逆に新法の構造は、旧法下の議論の意味を集約的に表現します。現行民法典についての認識は、新规定解釈への武装に転化可能なのです。

この換装を手助けすべく、本連載では「債権法改正」の重要論点につき、①新规定が、現行民法下で

の従来の判例学説の展開の中にどう位置づけられるか（「大きな文脈」）、②新规定の審議過程の中で如何なる提案が為され、その修正・取捨選択につきどう議論されたか（「小さな文脈」）、の二点を検討します。

とりわけ②では、法制審審議の中から、新规定の今後の解釈論にとって、事実上のものではあれ一定の実定的な制約がどう取り出せるか、に留意します。

なお「債権法改正」への批判は審議中からありましたが、本連載は、最終法文と審議過程資料というテキストが持つ実定的な意味を確定することにまずはつとめ、新民法の批判を直接目的とはしません。

過渡期に民法を学ぶことが極めて多産なチャンスであることを、本連載の「文脈化」の作業を通して感じて頂ければ幸いです。